

燃料費調整のお知らせ

1. 燃料費調整の実施について

平成28年12月の貿易統計値（原油、海外炭の価格）が公表されたことに伴い、平成28年10～12月の平均燃料価格が確定いたしましたので、平成29年3月分電気料金に適用する燃料費調整の内容をお知らせします。

2. 算定諸元

平成26年11月1日実施の電気供給約款等に基づく諸元

	平成28年9月～平成28年11月 実績値	平成28年10月～平成28年12月 実績値
平均原油価格	30,282 円/kI	31,767 円/kI
平均海外炭価格	7,988 円/t	8,917 円/t
平均燃料価格	20,500 円/kI	22,000 円/kI

3. 燃料費調整単価表

燃料費調整単価は消費税等相当額を含んでおります。

低圧供給（100Vまたは200V）のお客さまの場合

・従量制供給の場合（ご使用量に応じて料金をお支払いいただいている場合）

調整額算定方法 = 燃料費調整単価 × 使用電力量（kWh）

区 分		平成29年2月分	平成29年3月分	増 減
従量電灯A	1契約最初の9kWhまで	28 円 98 銭	26 円 37 銭	2 円 61 銭
	9kWhをこえる1kWhにつき	3 円 22 銭	2 円 93 銭	0 円 29 銭
上記以外	（従量電灯B・C、ドリーム8、低圧電力、深夜電力など 供給電圧が100ボルトまたは200ボルトの場合）	3 円 22 銭	2 円 93 銭	0 円 29 銭

・定額制供給の場合（ご使用される設備に応じて料金をお支払いいただいている場合）

調整額算定方法 = 電灯および小型機器などの燃料費調整単価の合計

区 分		平成29年2月分	平成29年3月分	増 減	
定額電灯 公衆街路灯A	電灯				
		10Wまでの1灯につき	12 円 54 銭	11 円 42 銭	1 円 12 銭
		10Wをこえ20Wまでの1灯につき	25 円 07 銭	22 円 82 銭	2 円 25 銭
		20Wをこえ40Wまでの1灯につき	50 円 15 銭	45 円 65 銭	4 円 50 銭
		40Wをこえ60Wまでの1灯につき	75 円 23 銭	68 円 48 銭	6 円 75 銭
		60Wをこえ100Wまでの1灯につき	125 円 38 銭	114 円 12 銭	11 円 26 銭
		100Wをこえる1灯につき50Wまでごとに	62 円 69 銭	57 円 06 銭	5 円 63 銭
	小型機器				
		50VAまでの1機器につき	37 円 46 銭	34 円 09 銭	3 円 37 銭
		50VAをこえ100VAまでの1機器につき	74 円 90 銭	68 円 17 銭	6 円 73 銭
	100VAをこえる1機器につき50VAまでごとに	37 円 46 銭	34 円 09 銭	3 円 37 銭	
臨時電灯A （1日につき）					
		総容量が50VAまでの場合	1 円 00 銭	0 円 91 銭	0 円 09 銭
		総容量が50VAをこえ100VAまでの場合	2 円 02 銭	1 円 84 銭	0 円 18 銭
		総容量が100VAをこえ500VAまでの場合100VAまでごとに	2 円 02 銭	1 円 84 銭	0 円 18 銭
臨時電力					
		契約電力が0.5kWの場合、1日につき	10 円 62 銭	9 円 67 銭	0 円 95 銭
	契約電力が1kW以上の場合、1kW1日につき	21 円 24 銭	19 円 33 銭	1 円 91 銭	
深夜電力A	1契約につき	322 円 84 銭	293 円 85 銭	28 円 99 銭	
農事用電力 （脱穀調整用電力）					
		契約電力が0.5kWの場合、1日につき	5 円 31 銭	4 円 83 銭	0 円 48 銭
		契約電力が1kWの場合、1日につき	10 円 62 銭	9 円 67 銭	0 円 95 銭
		契約電力が2kWの場合、1日につき	21 円 24 銭	19 円 33 銭	1 円 91 銭
		契約電力が3kWの場合、1日につき	31 円 85 銭	28 円 99 銭	2 円 86 銭
	契約電力3kWをこえる1kWごと、1日につき	10 円 62 銭	9 円 67 銭	0 円 95 銭	

供給約款等以外の供給条件（定額電灯および公衆街路灯Aの料金についての特別措置）により設定

離島供給約款および電気最終保障供給約款の適用を受けるお客さまも、契約種別に応じて上記と同様の単価が適用になります。

高圧（6,000V）および特別高圧（30,000Vまたは60,000V）供給のお客さまの場合

調整額算定方法 = 燃料費調整単価 × 使用電力量（kWh）

区 分		平成29年2月分	平成29年3月分	増 減
高圧供給	（業務用電力、高圧電力など 供給電圧が6,000ボルトの場合）	3 円 11 銭	2 円 83 銭	0 円 28 銭
特別高圧供給	（業務用電力、特別高圧電力など 供給電圧が30,000ボルトまたは60,000ボルトの場合）	3 円 01 銭	2 円 74 銭	0 円 27 銭

離島供給約款および電気最終保障供給約款の適用を受けるお客さまも、供給電圧に応じて上記と同様の単価が適用になります。